



## ぶなの森 ニュース 2013年12月号



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。

### 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



## ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



### ★IPCC第5次評価報告書第1次作業部会報告書が公表(環境省より)

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1作業部会の第12回会合において、IPCC第5次評価報告書 第1作業部会報告書(自然科学的根拠)の政策決定者向け要約(SPM)が承認・公表されました。報告書では、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温であることや、また2081年~2100年における世界平均地上気温は、最大4.8℃と予測されることなどが報告されています。( [http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=23096&hou\\_id=17176](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=23096&hou_id=17176))

### ★水銀に関する水俣条約に92カ国が署名(環境省より)

2013年10月9日から11日まで、熊本市および水俣市で、「水銀に関する水俣条約」の外交会議が開催されました。外交会議には、60カ国以上の閣僚級服務139カ国・地域の政府関係者のほか、国際機関、NGO等、約1,000人が出席しています。2013年1月に合意された「水銀に関する水俣条約」が全会一致で採択され、EUを含む92カ国が署名を行いました。( <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17255>)

### ★「ESD KIDS FES!!!」の参加者募集(環境省より)

環境省は、全国における持続可能な開発のための教育(ESD)の活性化を図るため、2014年2月22日、子どもたちから大人たちへ伝える環境保全活動に対するアイデアやメッセージをテーマとして「ESD KIDS FES!!!」を開催します。企業やNPOが取り組んできた環境保全活動や体験学習などに参加した子どもたちが、子どもならではの視点を加えてアイデア等を発表する予定です。( <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17255>)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



## 外来生物の対策が強化されています

### 外来生物とは？

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことをいいます。

環境省の公表資料によると、日本の野外に生息する外国起源の生物の数は、約2000種にもなるそうです。主に明治以降、人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物がペットや展示用、食用、研究などの目的で輸入されています。一方、荷物や乗り物などに紛れ込んだり、付着して持ち込まれたものも多くあります。



### 何が問題なの？

外来生物自体が問題というわけではありません。日本で「外来生物」と呼ばれるものも、その種の本来の生息地では、ごく普通の生き物として生活しています。それが、人間によって移動するだけで、大きくは以下の3つの問題があるとされています。

生態系への影響

人の生命・身体への影響

農林水産業への影響

全ての外来種が悪影響を及ぼすわけではありませんが、中には非常に大きな悪影響をおよぼすものもあります。「生態系への影響」とは、例えば、もともとその場所で生活していた在来の生物との間で競争が起こることによって、極端な例で言うと、在来の生物が絶滅してしまうこと等が挙げられます。他にも、人間が毒をもっている外来種にかまれたり、刺されたりする危険や、畑を荒らしたり、漁業の対象となる生物を捕食したり、危害を加えること等が考えられます。

### 「外来生物法」が改正されました

このような問題を受け、2005年から、「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」という法律が施行されています。この法律は、日本の生態系や人命・身体への被害を防ぐことを目的に作られたもので、被害をおよぼす外来生物の飼養等を規制し、また防除を推進することが期待されています。

さらに、2010年には愛知県名古屋市において「生物多様性条約第10回締約国会議」が開催されました。この会議で決定した「愛知目標」の中に、生物多様性保全に向けた取り組みとして、具体的に特定の外来生物の根絶・管理対策を講じることが盛り込まれています。

これらの背景を受け、より一層の外来生物対策強化を図るため、2013年6月、外来生物法が改正されました。

### 外来生物被害予防三原則

外来生物の被害を予防するための三原則は以下の通りです。一般の方に深く関連することは「現在飼っているペット/育てている植物を絶対に捨てない」ことの重要性と言えます。

入れない

捨てない

拡げない

出典：環境省「外来種について」<https://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/basic.html>等をもとに 損保ジャパン日本興亜 リスクマネジメントが作成

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。





## 気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに損保ジャパン日本興亜  
リスクマネジメントが作成)

### ESD

ECOトレンドでも取り組みを紹介しましたが、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development, ESD）とは、持続可能な開発を促進するため、地球的な視野をもつ市民を育成することを目的とする教育のことです。国連がESDの取り組みを積極的に推進するよう各国政府に働きかけるキャンペーンである「国連持続可能な開発のための教育の10年」は、2005年に開始され、来年2014年で終わりを迎えます。

地球規模の環境破壊が深刻化している現状において、人類が現在の生活レベルを維持しつつ、次世代も含む全ての人々により質の高い生活をもたらすことができる状態での開発を目指すことが重要な課題となっています。また、この教育の範囲は、環境だけではなく、福祉、平和、開発、ジェンダー、人権、貧困撲滅、紛争防止等、多岐にわたります。

### 自然資本会計

自然資本会計とは、自然資本（自然によって蓄えられ、人間に便益を与える財のこと）への負荷を金額に換算することです。2013年、スポーツ用品の大手製造・販売会社のプーマが、自然への負荷を金額換算して商品タグに記載した環境配慮型商品を販売し、話題になりました。

世界標準の評価ツールはまだ開発されていませんが、現在、産官学の連携で発足した「自然資本研究会」や、生物多様性版スターン・レビューと称される「生物多様性の経済学（TEEB；The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」にて、「ビジネスのためのTEEB連合（TEEB for Business Coalition）」が発足し、自然資本会計の方法を研究・標準化する取り組みが進められています。

### LRT

LRTとは、Light Rail Transit（ライトレールトランジット）の省略で、環境にやさしく、バリアフリー化された次世代型の路面電車のことです。

欧州では導入が進んでおり、日本国内でも、近年、取り組みが進みつつあります。例えば、富山市では、日本で最初のLRTとして、「富山ライトレール」が開業し、全低床車両で、騒音・振動の少ない乗り物として市民に浸透しています。今後も、導入を検討する自治体が増加することが予測されます。

ぶなの森ニュース

2013年12月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合せ先 TEL 03-5290-3519(営業部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



## <当ファンドの主なリスクと留意点>

### <<基準価額の変動要因>>

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### ■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### ■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### <<その他の留意点>>

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.15%\***（**税抜3.0%**）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。  
 ※消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.575%\***（**税抜1.50%**）を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。  
 ※消費税率が8%になった場合は、年率1.62%となります。

■ **その他の費用・手数料**

◆ **監査報酬**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00315%\*（税抜0.0030%））を乗じた額とします。但し、実際の費用額（年間26.25万円\*（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。  
 ※消費税率が8%になった場合は、それぞれ0.00324%および27万円となります。

◆ **その他の費用（組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 等）**

運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

**損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント**

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号  
 加入協会/一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。